

保育系弁護士がゆく

少子化時代をサバイブする園の護身術

第 26 号

職員を雇用する際のデータベースの活用等について

レーヴ法律事務所では、全国の園の顧問弁護士として園・先生方のトラブル・悩みごとに対応しています。

事務所に寄せられる様々なご相談を基に、園に役立つ情報をお届けします。

レーヴ法律事務所共同代表。
慶応義塾大学法学部政治学科卒業、早稲田大学大学院法務研究科修了。2011年に弁護士登録。

2019年に保育園・幼稚園・こども園でのトラブルや法律問題を主に扱うレーヴ法律事務所の共同代表に就任。



弁護士
板垣 義一

Topic

先日、いわゆる「日本版DBS」を導入するための法律が成立しました。園などの事業者に対し、職員の雇用の際に性犯罪歴の有無の確認を義務付けるものです。

ところが、園で職員を雇用する際に、既にデータベースの活用が義務付けられていることは、あまり大きく報道されていません。

このデータベースとは、保育士に関しては「保育士特定登録取消者管理システム」であり幼稚園教諭等に関しては「特定免許状失効者管理システム」というものです。いずれも、この1、2年でデータベースの整備が始められた新しい制度であり、制度の目的も、過去に児童生徒性暴力等を起こした者を保育の現場から遠ざけようというものです。

保育士の「特定登録取消者」とは、児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士登録を取り消された者等とされ、幼稚園教諭の「特定免許状失効者」とは、児童生徒性暴力等を行ったことにより教員免許状が失効または取り上げ処分となった者等をいいますが、これらの者につき、国がデータベースを作成します。園では、保育士または幼稚園教諭を採用する際には、上記のデータベースを活用して、過去に保育士登録取消または教員免許状失効になっているか否かを確認しなければなりません。そのうえで、これらの情報に該当があった場合には、より慎重に採用の是非について判断しなければならないとされています。慎重にとされていますが、率直に言って採用すべきではないでしょう。

国も強調していることですが、児童生徒性暴力を行った保育士や幼稚園教諭は、保育・教育の場に戻ってくるべきではありません。もちろん、刑務所での矯正やその他社会とのかかわりの中で更生するということもあり得ると思いますし、被疑者、被告人を弁護することも職務とする弁護士の立場として、私にも更生を信じたい気持ちがあります。とはいえ、真つ当に保育士や幼稚園教諭をしているのであれば、このようなことを起こすのはあり得ないですし、こうした過去のある方に保育・教育されたくないというのが、保護者の偽らざる思いでしょう。

万が一、自園で児童生徒性暴力の事実が判明したときには、適切に対応することが求められます。特に文科省は、教職員の児童生徒性暴力が発覚した場合、原則として懲戒免職とすべきと通知しており、水面下で依願退職させて穏便に済ませてはならないとの姿勢を示しています。これは、依願退職だと教員免許状が失効しないという制度になっているためです。もとより懲戒処分は慎重に行うべきで、事実関係が明確にならない段階での懲戒免職は難しいのですが、園での児童生徒性暴力を根絶するためにも、このような出来事が生じてしまった場合には、厳格な対応をしなければなりません。



園の困りごと、何でもお問合せください

～園の顧問弁護士～ レーヴ法律事務所

[東京弁護士会所属]

■弁護士 / 保育士 柴田 洋平
TEL: 03-5336-3390

■弁護士 板垣 義一 ■弁護士 今西 淳浩
Email: reve.info@reve-law.jp

■弁護士 / 公認会計士 中谷 健二
HP: <https://www.reve-law.jp/>

